

広報資料
(市政同時)

京都市産業観光局
(新産業振興室 TEL 075-222-3324)
公益財団法人京都高度技術研究所
(創業人材育成支援部 TEL075-315-3708)
京都商工会議所
(中小企業経営支援センター TEL 075-212-6470)
京都リサーチパーク株式会社
(成長企業支援部 TEL 075-315-9185)

産業競争力強化法に基づく京都市創業支援事業計画の改正について (特定創業支援事業において単位互換制度を導入！)

京都市では、地域の創業を促進させるため市区町村が民間事業者等と連携して行う創業支援を応援する「産業競争力強化法」に基づく「京都市創業支援事業計画」において、平成26年度から京都市内の創業支援に取り組んでいます。

この度、本計画における特定創業支援事業において、公益財団法人京都高度技術研究所、京都商工会議所、京都リサーチパーク株式会社の間で、創業希望者の利便性を高めることを目的とした単位互換制度を導入しますので、お知らせします。

記

1 特定創業支援事業とは

創業支援事業計画のうち、創業を行おうとする方に対して、特に「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を全て習得できるよう継続的な支援を行う事業

【特定創業支援事業を受けるメリット】

- ①株式会社設立時の登録免許税の軽減措置
資本金の0.7%→0.35%，最低税額15万円→7.5万
- ②信用保証協会等の無担保・第三者保証人なしの創業関連保証枠の拡大
1,000万円→1,500万円
- ③上記創業関連保証の申込期間の特例
事業開始2か月前→6か月

2 京都市で受けることができる特定創業支援事業について

(公財) 京都高度技術研究所	・女性起業家セミナー ・新事業創出支援講座 (ビジネス総合力養成講座) ・創業準備スペースの運営 (創業・経営等に関する知識習得セミナー)
京都商工会議所	・創業窓口相談 ・創業塾
京都リサーチパーク株式会社	・創業セミナー

3 単位互換制度について

特定創業支援事業において受講できなかった分野について、他の特定創業支援事業においてその分野を受講することで、受講したものとみなすことができます。

(例 「女性起業家セミナー」を受講している場合を想定)

改正前		改正後	
○月○日 「経営」	受講	○月○日 「経営」	受講
□月□日 「財務」	欠席	□月□日 「財務」	欠席
△月△日 「人材育成」	受講	△月△日 「人材育成」	受講
●月●日 「販路拡大」	受講	●月●日 「販路拡大」	受講
→特定創業支援を受けたことにならない。		→他の特定創業支援事業（創業準備スペースの運営，創業塾，創業セミナー）の「財務」を受講することで，特定創業支援を受けたこととみなす。	

※単位互換の対象となる講座は以下のとおりです。

(公財) 京都高度技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家セミナー ・創業準備スペースの運営 (創業・経営等に関する知識習得セミナー)
京都商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・創業塾
京都リサーチパーク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・創業セミナー

4 お問合せ先

京都市産業観光局新産業振興室 TEL 222-3324

※各講座，セミナーのスケジュール等についてはそれぞれの実施機関にお問合せください。

(公財) 京都高度技術研究所 創業人材育成支援部 TEL075-315-3708

京都商工会議所 中小企業経営支援センター TEL 075-212-6470

京都リサーチパーク株式会社 成長企業支援部 TEL 075-315-9185